



第192号 毎月11日は小松島市の人権の日 発行所 小松島市教育委員会 小松島市人権教育振興協議会

**二〇二三年度 小松島市人権教育学級  
第一回・第二回 講演内容**

二〇二三年八月二十八日に行われた第一回人権教育学級と九月十一日に行われた第二回人権教育学級の内容をお知らせします。  
※紙面の都合上、講演の一部を要約しています。

**第一回人権教育学級**

「避難所における要配慮者支援と人権」  
徳島大学大学院講師 金井 純子さん

**一 はじめに**

今日は、最新の避難所とは、福祉避難所の現状、スフィア基準、避難所生活における課題などについて、過去の大規模災害の事例で紹介し、要配慮者の支援方法を織り交ぜながらお話させていただきます。



**二 避難所とは**

「避難所」とは、災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在したりすることを想定した施設です。「指定避難所」とは、災害対策基本法で定められ、市町村が指定した避難所が指定避難所です。「福祉避難所」も市町村が指定する避難所です。「指定緊急避難場所」というのは、災害の危険から命を守るために、緊急的に避難をする場所であり、頑丈な建物や学校の運動場などが指定されています。  
平成二十五年時点の県の発表によると、南海

トラフ巨大地震が発生した場合、小松島市では最大三万人近い人が一時的に避難せざるを得ない状況になると予想されます。  
防災の分野では、災害を境界にして四つの段階に分けて説明されることが多いです。まず、研修会等も含めて「事前準備」の段階があります。そして災害が発生すると、「発災直後」

「避難生活」「生活再建」の段階があり、避難生活はあくまで通過点です。発災直後に難を逃れて助かった命を生活再建の段階まで安全に早く繋ぐことが非常に重要ですが、通過点の段階で健康被害が出て、亡くなっている方も多いです。災害関連死のデータを見ると、熊本地震の直接死が五〇人に対して関連死は二一八人となっています。地震による直接死の四倍以上の方がその後の避難生活で亡くなっており、避難生活の課題が非常に大きいということが分かります。熊本地震全体では、住宅被害が深刻で、最大で約十八万人の方が一時的に避難しました。その避難者の状況から、避難所という場所の特徴をいくつか読み取ることができます。

大規模な震災が起こった場合、その直後に避難者の数はピークに達し、その需要に匹敵するために避難所の数も増えます。ピークを過ぎると、右肩下がりにどんどん避難所や避難者の数は減り、やがて学校の再開のため避難所が集約され、急に避難所の数が減ります。指定避難所のほとんどは小・中学校の体育館で、学校再開と避難所の集約という両輪を進めます。そして、全ての避難所が閉鎖するまで約七ヶ月もの間避難所が開設されていました。

現在、避難所体制作りのマニュアル整備がされており、徳島県内の各市町村にも避難所運営マニュアルがあります。熊本市の場合は、委員長や副委員長をまず各地域から選抜した上で、市からの派遣職員が避難所を担当します。避難所となっている施設の長を施設管理者とし、地域代表のリーダーと市役所の職員と施設管理者、この三者が協働する中で、地域住民を班分けして、効率的に避難所運営をするように決め

られています。その班分けは、総務班や情報班、救護班、福祉班、食料班、物資班、環境衛生班、警備班、避難者支援班などですが、特に要配慮者支援を担当する福祉班があります。市町村によって名前が異なりますが、要配慮者の把握と支援、福祉避難所の設置などを担当し、要配慮者の人権に配慮するようになっています。

「要配慮者」とは高齢者や障がいのある方、乳幼児や妊婦、傷病者や内部障がい者、難病患者の方などが含まれます。災害発生当日の初動期、三日間程度の避難所開設期、三週間程度の避難所運営期、それ以降の避難所集約・閉鎖期という四段階に区分けされており、要配慮者の把握、定期的な巡回、要配慮者への情報提供、要配慮者が使用する福祉避難室などの運用、食料や物資の配給個別対応、そして、避難者生活再建のための罹災証明の取り方や各補助金の申請方法、仮設住宅に関するような情報などの支援を行います。

**三 福祉避難所とは**

一般的な避難所では支障がある要配慮者が滞在する避難所のことを「福祉避難所」といいます。体育館や公民館で生活が難しい方には、高齢者施設や福祉センターのような、福祉的な設備が整った場所に二次的に移動する体制に今なっています。福祉避難所として利用可能な施設は、全国的に老人福祉施設、高齢者施設が多く、障がい者支援施設や保育所、保健センター、特別支援学校などもあります。最近ではホテルや旅館の宿泊施設も、少しずつ増えてきています。福祉施設は設備面からとても安心ですが、一方で課題もあります。熊本地震の事例では、熊本市は福祉施設と協定を結んで準備をしていましたが、実際に開設できたのは、受け入れ先とされた百七十六福祉施設のうちわずか三十四施設でした。市は、問い合わせの殺到で現場が混乱するのを防ぐため、市民に広く知らせず、避難所を巡回する保健師が聞き取り調査をしてから個別交渉し、受け入れる方法をとった



そうです。それぞれの施設には入所している高齢者が生活しており、追加で要配慮者を受け入れるのは非常に無理がありました。介護職員が減っている上に、職員のほとんどが被災者で、なかなか出勤できなかったところもありました。そのような中で、要配慮者の方を頑張らせて受け入れました。さらに、全国的な人手不足で被災地に専門職の応援職員がなかなか派遣できないという事情も重なり、介護福祉士のボランティア約四百五十人の中で派遣されたのは四十九人でした。おそらく南海トラフ巨大地震のときにも同じようなことが起こり得るのではと心配しています。

そういった中で、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが令和三年五月に一部改正されました。指定福祉避難所の指定を促進し、事前に受け入れ対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ること、災害時の直接の避難を促進して、要配慮者の支援を強化するということが促されています。今までは、まず体育館や公民館などに行き、そこで生活が難しい人が二次的に福祉避難所に移るルールでしたが、事前の調整で直接避難できるようにしようということになっていきます。

**四 スファイア基準とは**

スファイア基準とは、被災者の権利と、支援活動の最低基準を定めたものです。人道憲章ということで、「尊厳ある生活への権利」、「人道支援を受ける権利」、「保護と安全への権利」といった基本原理の基に、対応手順が書かれています。内閣府の「避難所運営ガイドライン」の中にも、「避難所の質の向上」とあり、人がどれだけ人間らしい生活や、自分らしい生活を送ることができているかという「質」を問うもので、「餐沢」とは異なる考え方で、これは人権・権利なんですよということもスファイア基準ではうたっています。

さらに権利保護の原則が四つあります。一つ目が、人々の安全、尊厳、権利の保障を高め、人々を危害にさらさないこと。二つ目が、人々がニーズに応じた支援を、差別なく受けられるようにすること。三つ目が、脅迫、暴力、抑圧、意図的な剥奪により身体的または精神的な影響を受けた人々の回復を支援すること。そして四つ目が、人々は自らの権利を主張できるようにすることです。さらに権利保護の原則の下には、技術的な基準が

「食料」や「保健」、「避難所」、「水と衛生」の四つのカテゴリーで、トイレや水の量、居住スペースなどの目安が細かく決められています。

**五 避難所における課題**

東日本大震災のときに避難所で問題となった設備第一位はトイレでした。二位が僅差で暖房設備、三位が給水・上水設備です。被災地の共用のトイレでは、トイレトーパー、新聞紙など様々な物が山積みされ、停電・断水して使えないのがわかっていても、人々は我慢できずに排泄を繰り返して、非常に不衛生な状態になりました。仮設トイレがあれば大丈夫だと思われるかもしれませんが、東北の震災では、三日以内に仮設トイレが行き渡った自治体は、三十四%でした。六十五日もかかった自治体もあります。トイレ問題は、過去の災害で繰り返し課題になっていきます。なかなか報道されませんが、とても大切なことだと認識する必要があります。

災害時用のトイレは、仮設トイレや携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレなどがあります。ぜひおすすめたのが携帯トイレで、ビニール袋とポケットティッシュと凝固剤が入っており、ホームセンターでも販売されています。簡易トイレもホームセンターで最近売られており、値段やタイプがいろいろあります。マンホールトイレとは、マンホールの上に直接設置できる仮設トイレです。組み立て式のトイレは、みんなが安心安全に使えるものかどうか、事前の確認が大事です。また、自宅の便器が流せない場合、便座自体が使える状態であれば、四十五リットルのゴミ袋をかぶせ、吸収剤として新聞等を使う方法もあり、緊急的に数回、何日間も使えます。

避難所における仮設トイレ設置は、経路も含めて暗がりにならない場所にする、専用の履き物を用意する、男女別に、生理用のゴミ箱を設置する、洋式の便器にできるだけ取り換えるなどが配慮事項になります。また、エコノミークラス症候群と健康被害の関係も重要です。トイレが汚いとトイレに行きたくないため、水分をとらないでいると、最悪の場合エコノミークラス症候群になります。熊本地震ではエコノミークラス症候群で亡くなった方が多く、注目されました。予防法としては、特に難しいことはなくて、足首の曲げ伸ばし運動、

ふくらはぎやふともものマッサージ、水分補給等によって防ぐことができます。

災害時に女性が抱える困難についても対策が重要で、例えば、更衣室がないために着替えにくい、支援物資の女性用品について男性の係に相談しづらい、下着を洗っても干す場所がないなどです。また、トイレが暗くて怖い、臭いし行きたくない、トイレに行かなくていいように水分を控えていたら膀胱炎になった、こんな健康被害も起こりやすいです。それから、食事作りを任せられ、毎食大量の調理で負担が大きい場合もあります。防災分野における男女共同参画の視点が非常に重要です。具体的には、避難所運営の中心メンバーに女性を登用する、間仕切り・パーティションを備える、更衣室や授乳室を設けることなどが重要です。

災害復興時における女性と子どもへの暴力については、東日本大震災の時には、避難所でもDVが発生しています。避難所の居住スペースや共用スペースなどの性暴力がありました。生活状況が他者に知られ、個人の生活の脆弱性が暴露され、狙われやすくなります。また、地位や立場を利用した対価型の性暴力や搾取がありました。避難所や仮設住宅での被害は、加害者が顔見知りであるために、声を上げにくい状況がありました。そのため、単独行動はしない、被害を受けたら相談する、周囲の目と支えがたより、見ないふりや知らないふりをせずに助け合う、不安な気持ちや声に出す、相談窓口の連絡先、そういったことが書かれたチラシを配るなどの予防策が非常に重要になってきます。

また外国人の方への配慮も必要です。災害時の外国人支援の五つの壁というのがあり、言葉の壁、経験の壁、文化の壁、心の壁、制度の壁の五つです。地震・津波に関する知識や経験がない方も多いため、「やさしい日本語」で「支援が等しく受けられるように」、「五つの壁を踏まえた対応を」、「避難者から頼もしい支援者へ」、「平時から多文化共生社会の形成を」等が、災害時の外国人支援のポイントになります。

避難所における要配慮者支援や避難者支援については、イメージがつかみづらいため、『避難所運営ゲームHUG』を活用したり、各地域や避難所で椅子の方や障がいのある方と共に運営訓練をすると、様々な課題を発見することができると思います。

**第二回人権教育学級**

**「部落解放運動百年の歴史と**

**同和教育の実践から見えるもの」**

大阪公立大学・追手門学院大学講師 大北規句雄さん

一 はじめに  
今日は、部落解放運動の歴史と  
その中から見えてきたものを、主に  
五つの視点でお話しします。ま  
ずは「戦後民主主義の部落解放運  
動」です。戦後も含めた民主主義  
の歴史を少し振り返り、「部落解  
放運動の成果と課題」、「同和教  
育の実践から見えるもの」、「今  
日的に部落問題をどう見るのか」  
を提案し、「私たちが目指すべき  
『九つの理念』』としてまとめていこうと思います。



**二 戦後民主主義の部落解放運動**

部落差別解消に向けての歴史を、自分なりに五つの段階に分けてみました。  
第一段階は、部落差別の社会的容認の時代です。太政官布告が一八七一年に出されましたが、この時代の最も大きな特徴は一九二二年に全国水平社ができたことだと思えます。水平社宣言から、当時の運動は何を求めていたのかを、七つの視点で見たいこうと思えます。

まず一つ目は、世界初のマイノリティによる人権宣言であること。二つ目に、徹底した人間賛歌の思想に貫かれていること、三つ目は、「誇りの戦略」の思想です。四つ目は「自主解放」の思想、自分たちの差別は自分たちで解決するという考え方です。五つ目は「人間性・人類性への立脚」です。人が人として生きられる社会の実現に向かって、何が正しいのかをきちんと表すということだと思えます。六つ目は、差別への断固たる「抵抗権」の行使です。そして七つ目は、反差別の「多様性・多元性」の包摂を持っていたということ、水平社宣言は、社会主義、人道主義、キリスト教、仏教の立場の主張が格調高くまとめられていると思えます。

ただ、女性の視点が入っていないこと、当時は天皇制に反対していたのに元号表記を用いたこと、被差別民を「えた」身分ひとくくりにしたことも異論のあるところ。そんなマイナス面はありますが、人類初のマイノリティの人権宣言として意味があったと思います。

今、被差別部落にある隣保館は、人権文化センター等と呼ばれているところもありますが、全国に約八百館ほどあります。米騒動が一九一八年に起こりますが、この米騒動は日本の治安政策を大きく変え、福祉政策の面から隣保館が設置されることになりました。隣保館はセツルメントという事業の流れになります。セツルメントというのは、イギリスで起こった福祉の流れの一つですが、日本に入ってきて、今の隣保館の流れになります。そして方面委員制度、今の民生委員の制度が米騒動と同じ年に起こり、隣保事業と深く関わっています。

鳴門に賀川豊彦さんの記念館があります。生協を作った人です。賀川さんは、神戸で隣保事業を始めました。ここに、後に水平社を立ち上げた三人の青年、西光方吉、坂本清一郎、駒井喜作が勉強に来ます。賀川豊彦さんのもとで学び、奈良に帰って生協活動を起こしますが、やがて自分たちだけの助け合い活動ではなく、社会を変えなければ我々の生活はよくならないと考え、水平社を立ち上げます。そして、この容認の時代の最も特徴的な事件は、一九三三年の高松結婚差別事件だと思えます。高松の裁判所が、部落出身を隠して結婚しようとした青年に対して誘拐罪を適用するということが起こりました。社会が差別を容認しているような時代でした。これをきっかけに、部落解放運動が一気に盛り上がりま

す。

第二段階は、憲法の成立の中で差別をしてはいけないことが明らかになったにもかかわらず、もう黙っておこうという黙認の時代です。その原因は、政府が部落問題は解決済みという基本的スタンスであったことと、「寝た子を起こすな」という考え方です。そんな中で、オールドマンズ事件が起こります。この事件がきっかけとなって、行政に対して改善要求をしたり、あるいは生活改善闘争を通じて様々な事業の執行へと運動が変わってきます。

もう一つこの時代に大事なものは、高知の教科書無償の闘いだと思えます。憲法にある権利として、全ての子ども

もたちに教科書は無償にしてほしいと運動が全国に広がり、いわゆる「教科書無償法」として実現しました。

今、子どもたちの教科書が無料なのは、この成果です。

第三段階は、社会的に指摘されて抗議されるという社会的指弾の時代になってきました。大きなきっかけは、同和对策審議会答申です。それを受けて同和对策事業特別措置法という法律ができ、様々な同和对策事業が行われました。その後、人権啓発法ができるという一連の流れになってきます。その一方で、例えば行政依存を生み出したリ、逆差別という考え方を生んだり、エセ同和行為も生み出してきたという負の面も生じてきたと思えます。

第四段階は、混沌の時代です。特別措置法、そして地対財特法が失効しました。私たちは新たな特別対策は求めず、人権の包括的法案を求めてきましたが、なかなか実現しませんでした。その結果、インターネット上の顔が見えない陰湿な差別があります。ネット上に部落の地名を載せる、差別を商いにするというようなことが横行する。そして、「差別は弱肉強食で人間の本性なんだ」のようなことを平気で言う差別主義思想家みたいな人が現れるということが、この第四段階だと思えます。

第五段階として、二〇一六年は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そして部落差別解消推進法、この三つが人権三法として立ち上がりました。その翌年にはアイヌ新法という法律もでき上がりました。一番最初から議論されていたのは、LGBT法案ですが、反対意見もあり、「理解増進法」として成立しました。これが本当にいいのかどうか議論はありますが、半歩でも前に出たのだと思えます。これまでの同和对策の実績とスキルを生かしていくのが、これからの時代だと思えます。

**三 部落解放運動の成果と課題**

部落解放運動の歴史を振り返り、どんな成果があったのかを自分なりに次の十項目で表現してみました。

①部落の生活と権利を回復させる闘い②義務教育教科書無償化の闘い等の教育権を守る取組③狭山差別裁判弾闘争等の民主化を守る取組④低賃金構造と職業差別撤廃の闘い⑤就職差別撤廃の闘い⑥生活保護費は正の闘い⑦国際人権諸条約批准と具体化の闘い⑧人権の法制度確立の闘い⑨奨学金制度確立の闘い⑩人権条例制定など人



権の町作りの闘い

このような取組をしてきました。こういう同和対策で実施してきた事業をSDGsに当てはめると、十七の目標のうち十五まで、あてはまります。

部落解放運動が創り上げてきた社会的変革を、四点にまとめました。

①「反差別・人権確立」という社会的価値や規範を作り上げたこと。②当事者運動として多くのマイノリティや反差別運動に大きな影響力を与えてきたこと。③日本の抱える政治や政策的課題に解決のための多様なアプローチを示し続けてきたこと。④国際人権基準の定着の一翼を世界のマイノリティと創り上げてきていること。これが解放運動の成果だと思えます。

ただ一方で、エセ同和とか、一部の間違った取組など、問題を起してきたこともあり。あるいは行政におんぶにだっことなり、当事者性の放棄ではないかと思われるようなところがあったのも事実です。ただ、このことを私たちは反省すると同時に、自浄作用も同時にずっと続けていること、弱さの克服をしてきたこと、その努力もわかっていただけたらと思います。

四 同和教育の実践から見えるもの

一九五七年に全国同和教育研究協議会(全同教)が結成されます。それ以前の状況は、同和地区と地区外の進学率に圧倒的な差がありました。学力の問題、経済的な状況、差別など課題がたくさん存在し、進学しても役に立たない、早く手に職を付けたほうがいい、上の学校を出てもどうせ差別で正規職員にはなれない、などの考えがありました。また、「女に学はいらん」と平気で言う人もいました。字が書けない、読めないという私の親の世代がたくさんいました。

そんな中で、学校の先生方の努力で同和教育が始まっています。「今日も机にあの子がいない」という状況をどう変えていくのかということが、当時の先生方の大きな大きなテーマでした。そういう取組が、全国各地で様々な形の教育として起こり、「全国同和教育研究協議会」という組織が出来上がります。いろいろな取組をした上で、一九六三年に教科書が無償になって、その後「同和教育の基本指針」というのが出来上がります。「部落差別の現実から深く学び生活を高め、未来を保障する教

育を作る」という考え方で、「仲間づくり」「学力保障」「進路保障」という三つを大事な取組として位置づけます。そして、同和教育は同和問題だけにどまらず、障がい者教育や、平和教育にまで広がっていきま

す。同和教育は部落問題から出発して様々な課題、人権や平和、あるいは環境までの共生の概念になってきています。同和教育は日本における人権教育の起点を作り出してきた、こういうことでまとめられていくと思いま

五 今日的に部落問題をどう見るのか

今日的には、もう一回、部落差別の現実を改めて捉え直すということが必要かもしれません。

一つ目は、いわゆる都市の高級化に伴う人口移動です。街は人を排除する機能を持ちます。街がきれいになり、スーパーができて、焼きたてのパンを売る店ができてたりすると、値段が上がっていきます。古いお店は駆逐され、「最近物価が上がって住みにくくなった」と言う人が出てきます。この人たちの受け皿は、大阪では確実に同和地区がその受け皿の一つになっています。言い換えると、同和地区というのは、今まで習った歴史的起因を持ちながらも、今の社会問題を色濃く表しながら、いろいろな人たちが入ってきて、たくさん問題を包含する地域であるように私は思います。そういう意味で、改めて部落問題を見直す、部落差別にアプローチすることは、今日的な社会問題の最前線にアプローチすることだと思えます。

それと二つ目は、ネット社会です。この変化の激しい世界の中で、新たな人権の概念を、現代的プライバシーの考え方と社会連帯と個人情報という相反する矛盾に対してどのように取り組むかは、大きな課題になっていきます。同和問題を他の差別問題と関連付けて検討していくことが大切になります。あともう一つ、格差社会の中で、子どもの貧困が深刻になっていくこと、家族の景色が変わってきているということも、重要な課題です。

六 私たちが目指すべき『九つの理念』

私たちが目指すべき九つの理念についてです。まず一つ目は、「人権の尊重」です。特に自己決定権を大事にするということだと思えます。二つ目は「社会

正義」です。社会正義の中で大事な多様性を認識することです。三つ目が「利用者本位」、四つ目が「当事者主権」です。利用の本位とは、サービスを提供するときに

利用者がまず基本になると考えたときに、当事者の主権が確立されるということ、当事者抜きに当事者のことを語るな」です。五つ目が「尊厳の保持と権利擁護」です。大事な権利擁護です。狭い意味での権利擁護は、生存権です。広い意味での権利擁護は幸福の追求権という意味だと思えます。六つ目が「自立支援」です。七つ目が「ノーマライゼーション」。八つ目が「ソーシャル・インクルージョン」という考え方です。そして九つ目が「イコールとフェア」です。平等は正義を意味しないということ、一つずつ同じように物を配るのは決して正義ではなく、遅れている人、必要な人により加重をして配っていくというのが、正しい政策だと思いま

す。同和対策の考え方がここにあります。今、日本でいうと、女性の管理職登用や女性の雇用、LGBTの人たちの雇用を増やすことを意識して優遇措置をするのは、全然間違いではありません。格差がある状況を是正していくことは、決して逆差別でも何でもありません。ただ、この是正策は期限を切つてやめていくべきだと思います。だけど、必要な人に配ること自体は特別対策でも何でもなく、このことの意味を、学校の教育やいろいろなところで生かしていくことは、ものすごく大事だと思えます。

七 まとめ

世界人権宣言の起草責任者であるエレノア・ルーズベルトは、子どもたちから「人権はどこから始まるの。」と聞かれたとき、「小さな小さなあなたの見えない自分たちの足元から始まるんですよ。」と答えました。あんなに壮大な人権の宣言を書いた人が、自分の足元や自分の生活の中に人権を生かさなければ意味がないと言っている。解放運動はこの考え方をもとにして、グローバルという表現をしています。グローバルとローカル、地球規模で考えて、足元で実践するという表現です。人権という、何か大きなもの、崇高なものがあるのではないということだと思えます。人権は、基本的性格を理解し、生活の中に生かしていくということが大事なんだということ、これを改めて訴えて、私の話を終わりたいと思えます。